

総 委 託 料	円
設 計 委 託 費	円
消費税等相当額	円

役務説明書

1 役務の概要

本業務は、地下鉄南北線平岸駅及び地下鉄東豊線元町駅において、自転車の乗入台数に対して自転車等駐車場（以下、「駐輪場」という。）の施設容量が不足しているため、既存駐輪場用地を活用した駐輪場整備の検討を行い、駐輪場の基本的な構造や配置等を決定するものである。

あわせて、札幌駅周辺において、周辺の開発に伴い閉鎖する駐輪場の代替施設として、暫定的な駐輪場整備の検討を行い、駐輪場及び駐輪場関連施設の基本的な構造や配置等を決定するものである。

また、駐輪場整備に伴う、地下施設への影響についても検討する。

- ・駐輪場基本検討：一式
- ・地下施設への影響検討
- ・報告書作成：一式

2 履行場所

- ・地下鉄南北線平岸駅
- 所在：札幌市豊平区平岸2条8丁目62
- ・地下鉄東豊線元町駅
- 所在：札幌市東区北24条東15丁目15-2
- ・J R札幌駅南口広場
- 所在：札幌市中央区北5条西4丁目

3 履行期間

契約締結の日から、令和5年3月24日までとする。

4 仕様書等

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、札幌市歩道施工ガイドライン、道路構造令の解説と運用（日本道路協会）、自転車等駐車場設置技術の手引き検討調査報告書（自転車駐車場センター）、路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針同解説（日本道路協会）、サイクルラック等技術基準（自転車駐車場工業会）、北海道開発局道路設計要領、北海道土木部道路工事標準設計図集、北海道建設部道路事業設計要領、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書その他関係資料並びに特記仕様書によること。

なお、役務の実施に際して、疑義及び定めの無い事項が発生した場合は、業務主任と協議のうえ決定するものとする。

5 建築基本設計に係る業務人・日（78人）

注1) 業務人・日は委託料を算定するための参考数量であり、契約上の業務人・日を規定するものではない。

注2) 業務人・日は技師Cを基準とし対象外業務率を乗じて算定している。

6 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、着手前に役務の内容について本市と協議し、次の書類を提出すること。

- (1)着手届
- (2)役務履行計画書（工程表）
- (3)主任技術者等指定通知書及び経歴書

7 完了

受託者は、本役務完了後、速やかに以下の書類を提出するものとする。

(1) 完了届 (2) 特記仕様書に定める図面、書類一式

8 特記仕様書
別添のとおり

特記仕様書

1. 業務の目的

本市では、地下鉄駅やJR駅周辺において、放置自転車対策の一環として、自転車等駐車場（以下、「駐輪場」という。）の整備を進めているが、駅周辺で駐輪場適地を確保することは困難なため、自転車の乗入台数に対して駐輪場の施設容量が不足しているところもあり、課題となっている。

地下鉄南北線平岸駅及び地下鉄東豊線元町駅においても、駐輪場が不足していることから、路上に多くの自転車が停められており、歩道に停められた自転車が歩行者の安全な通行の妨げとなっているため、このような状況を早急に解決する必要がある。

このため、本業務では、駅周辺の既存駐輪場用地を活用した駐輪場整備を想定して、基本的な構造や配置等について検討するものである。

また、札幌駅周辺においては、周辺の開発の影響で一部の駐輪場が閉鎖する予定となっており、代替施設として暫定駐輪場を整備する必要がある。

このため、本業務では、暫定駐輪場の候補地として札幌駅南口広場を想定し、駐輪場の配置計画、駐輪場関連施設の基本的な構造等について検討するものである。

加えて、本業務で検討する駐輪場のうち、地下鉄東豊線元町駅については、駐輪場の地下に地下鉄軸体が整備されており、また、札幌駅南口広場においては地下街が設置されているため、駐輪場整備による地下施設への影響についても、併せて検討を行う。

2. 履行場所

札幌市豊平区平岸2条8丁目62

札幌市東区北24条東15丁目15-2

札幌市中央区北5条西4丁目

3. 履行期間

契約締結の日から、令和5年3月24日までとする。

なお、札幌駅南口広場を設置の候補地とした暫定駐輪場（以下、「JR札幌駅暫定駐輪場」という。）に関する検討は、令和4年12月9日までに、検討内容を報告することとする。

4. 設計協議

打合せ協議においては、初回打合せ、成果品納入時には主任技術者が立ち会うこと。

打合せは次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務主任または主任設計者が必要と認めたとき
- 3) その他

5. 記録簿の作成

各協議内容等の記録簿をその都度提出すること。

6. 主任設計者等の資格要件

本業務の設計者は、以下の資格を有するものとする。

（土木部門）主任技術者は、別記に示す条件を満たす者とする。

（建築部門）建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士を有する者とする。

(設備部門) 建築設備士または実務経験（大卒・高専卒3年、高卒5年、その他10年以上）を有する者とする。

7. 設計根拠

設計計算等において、その決定根拠及びそれに基づく文献等については、報告書内に明記すること。

8. 業務の仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、札幌市建築設計業務委託共通仕様書による。

9. 業務の内容

(1) 駐輪場整備基本検討

以下に示す検討案をもとに、駐輪場の構造及び配置について検討を行う。

(検討案)

ア. 地下鉄南北線平岸駅

平岸駅駐輪場を活用した複層式駐輪場の検討（1、2階ともに駐輪場を想定）

イ. 地下鉄東豊線元町駅

元町駅第1駐輪場を活用した複層式駐輪場の検討（1、2階ともに駐輪場を想定）

ウ. JR札幌駅

・JR札幌駅南口広場を活用した平面式暫定駐輪場の検討（関連施設：仮設フェンス、管理人室、入出場ゲートの設置）

・関連施設の設置方法の検討

※本業務内で検討する地下施設への影響検討等を踏まえ、管理人室、入出場ゲート、仮設フェンスの基礎形状、設置方法等を検討する。

(2) 地下施設への影響検討

本業務で検討する駐輪場のうち、地下鉄東豊線元町駅については、駐輪場の地下に地下鉄の軸体が整備されており、JR札幌駅南口広場については地下街が設置されているため、既存資料等をもとに、駐輪場整備に伴う地下施設への影響を検討する。

(3) 報告書作成

上記（1）及び（2）の検討結果等をもとに、実施設計に向けて検討が必要な課題及び対策案を整理し、報告書にまとめること。

10. 設計項目

(1) 建築基本設計

1) 一般業務

- ①建築（総合）・構造及び設備基本設計
- ②概略工程表の作成（追加業務）
- ③透視図作成（追加業務）

- ・本項目は、建築工事適用設計業務等積算基準（札幌市 令和2年2月）により積算している。
- ・建築基準法など関係法令への対応・遵守及び関係部局との調整、確認を行うこと。
- ・工事開始時期について業務主任と協議のうえ、概略工程表の作成を行うこと。
- ・視点や構図について業務主任と協議のうえ、各施設2枚程度、透視図の作成を行うこと。

2) JR札幌駅暫定駐輪場の関連施設検討

JR 札幌駅暫定駐輪場の関連施設について、上記 1) 一般業務に含まれていない内容として、以下の検討を行う。

2) - 1 仮設フェンス

- ・基礎形状の検討（非埋設型とする）
- ・安全性の確認（転倒や滑動等に対する計算）

※配置検討、図面作成は一般業務に含まれる

2) - 2 管理人室

- ・設置方法の検討（地下施設への影響検討から提示される荷重条件や、地下施設の土被り等を踏まえ、設置方法（埋設型・非埋設型）、基礎形状の検討を行う）
- ・安全性の確認（転倒や滑動に対する計算）
- ・仮設建築物許可申請書及び建築確認申請書類の作成（設置方法を踏まえ、建築確認申請等に必要な書類を作成）

※配置検討、図面作成は一般業務に含まれる

2) - 3 入出場ゲート

- ・設置方法の検討（地下施設への影響検討から提示される荷重条件や、地下施設の土被り等を踏まえ、設置方法（埋設型・非埋設型）、基礎形状の検討を行う）
- ・安全性の確認（転倒や滑動に対する計算）

※配置検討、図面作成は一般業務に含まれる

3) 計画施設概要

ア) 施設名称及び場所

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 平岸駅駐輪場 | ：豊平区平岸 2 条 8 丁目 62 |
| 元町駅第 1 駐輪場 | ：東区北 24 条東 15 丁目 15-2 |
| JR 札幌駅暫定駐輪場 | ：中央区北 5 条西 4 丁目 |

- イ) 施設用途 平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 類型第 1 号第 1 類

4) 設計与条件

ア) 敷地条件

a. 敷地の面積

- | | |
|-------------|--|
| 平岸駅駐輪場 | ：237 m ² |
| 元町駅第 1 駐輪場 | ：328 m ² |
| JR 札幌駅暫定駐輪場 | ：1,600 m ² (内、管理人室 約 13m ²) |
- b. 用途地域及び地区の指定
- | | |
|-------------|--|
| 平岸駅駐輪場 | ：近隣商業地域 (300%/80%、60m 高度地区、準防火地域、集合型居住誘導区域、都市機能誘導区域) |
| 元町駅第 1 駐輪場 | ：近隣商業地域 (300%/80%、45m 高度地区、準防火地域、集合型居住誘導地区) |
| JR 札幌駅暫定駐輪場 | ：商業地域 (800%/80%、防災地域、集合型居住誘導区域、都市機能誘導区域 (都心)、景観計画重点区域) |

イ) 施設の条件

a. 施設の延べ面積（検討面積）

- | | |
|-------------|---|
| 平岸駅駐輪場 | ：426.6 m ² |
| 元町駅第 1 駐輪場 | ：590.4 m ² |
| JR 札幌駅暫定駐輪場 | ：1,600 m ² (ただし敷地面積、内 管理人室 約 13 m ²) |

- b. 主要構造
業務主任より別途指示する

ウ) 建設の条件

- a. 工事概要
- ・平岸駅、元町駅：複層式駐輪場の整備
 - ・JR札幌駅暫定駐輪場：平面式駐輪場の整備
(関連施設：仮設フェンス、管理人室、入出場ゲート)
- b. 設備概要 : 照明設備、雨水排水設備、その他必要な設備

5) 適用基準等

「役務説明書 4 仕様書等」による

6) 資料の貸与及び返却

- ・貸与資料：既存施設竣工図、駐輪台帳ほか
- ・貸出場所：札幌市建設局総務部自転車対策担当課
- ・返却場所：同上

※貸与資料は本業務の目的のみに使用するものとし、業務終了後は速やかに返却すること。資料貸与時には貸与書を発行する。資料返却時は返還書（任意書式）を提出すること。

7) 成果物提出部数（成果物等：原図、製本形態）

- a. 建築（総合）構造及び設備
- ・建築（総合）設計図：各1部、A3製本
※基本設計図団面目録
仕様概要表、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、断面、基礎伏図、基礎詳細図 等
注）縮尺については、業務主任と協議すること。
 - ・基本設計説明書 : 各1部（概略工程表、透視図含む）
- b. 共通
- ・工事費概算書 : 各1部
- c. 資料等
- ・各種技術資料 : 一式
 - ・各記録等 : 一式
 - ・CADデータ : CD-R等
注）CADデータの保存形式及びレイヤー構成等は、業務着手時に業務主任と協議すること。

8) 対象業務表

		項目	受託者
基本設計に関する標準業務	設計条件等の整理	条件整理	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	○
	上下水道、ガス、電力通信等の供給状況の調査関係機関との打ち合わせ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	○
		基本設計方針の策定及び発注者への説明	○
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		○
	基本設計内容の発注者への説明等		○

(2) 道路設計（一般構造物設計：箱型函渠）

地下鉄東豊線元町駅において、駐輪場設置予定箇所の地下にある地下鉄駆体（地下鉄出入口）についての影響を検討する。

- | | |
|--------|----------|
| ①設計計画 | ②設計条件の確認 |
| ③設計計算 | ④照査 |
| ⑤報告書作成 | ⑥現地踏査 |

- ・本項目は、令和4年度施行設計業務等積算基準（令和4年9月）により積算している。
- ・駐輪場整備に伴う地下施設への影響について、既存資料等をもとに検討を行うこと。

11. 電子納品について

- （1）本業務は電子納品対象工事とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】（以下、「手引き」という。）」に基づいて行うものとする。
- （2）成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- （3）成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

12. 納入成果品

納入成果品は以下のとおりとする。

各種報告書、検討書、打合せ記録簿、その他業務主任が必要と認めた資料等

1)	設計図	縮小製本2部、電子データ一式2部
		電子媒体での納入についてはPDF形式及び、広く一般に使用されている形式（dwg）とする。
2)	報告書	製本2部、電子データ一式2部
		電子媒体での納入についてはPDF形式及び、広く一般に使用されている形式（Word、Excel等）とする。

13. その他

業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、業務主任と協議すること。

別記 主任設計者等の資格要件

1. 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。
 - ①主任設計者は、下記資格要件分類表の(III)の要件を満たす者とする。
 - ②照査技術者は、下記資格要件分類表の(III)の要件を満たす者とする。
2. 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。

業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。
なお、資格要件（I）で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件（I）	技術士（建設部門－ <u>道路</u> 、総合技術監理部門－建設－ <u>道路</u> ）、RCCM（ <u>道路</u> ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件（II）	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（ <u>道路</u> ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件（III）	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件（IV）	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	水産土木

様式 1

完 了 届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職・氏名

印

名 称 地下鉄平岸駅ほか2駅自転車等駐車場基本検討業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

（以下、札幌市使用欄）

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課長	係長	係

年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名